

7 福薬業発第 206 号
令和 7 年 9 月 12 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 中原 学

令和 7 年度結核予防週間及び呼吸器感染症予防週間について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課より「令和 7 年度結核予防週間及び呼吸器感染症予防週間」に関し、別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

ご多忙中恐れ入りますが、貴会関係者へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、結核予防週間ポスターおよび「結核と呼吸器感染症 2025（パンフレット）」につきましても送付させていただきますので、ご活用くださいますようお願い申し上げます。

記

1. (別添) 7 疾病第 2 1 5 7 号_令和 7 年度結核予防週間及び呼吸器感染症予防週間
について
2. ポスター・パンフレット
 - ・結核予防週間ポスター 4 部
 - ・「結核の常識 2025（パンフレット）」 4 部

※参考：結核予防週間ポスター、「結核の常識 2025」は、
公益財団法人結核予防会ホームページよりダウンロードができます。
<https://www.jatahq.org/headquarters/poster/>

以 上

公益社団法人福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(がん感染症疾病対策課)

令和 7 年度結核予防週間及び呼吸器感染症予防週間について

本県の保健医療介護行政の推進につきましては、日頃から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、国の結核予防週間及び呼吸器感染症予防週間に対する今年度の各実施要領（別添参照）に基づき、9月24日から30日までの「結核予防週間」及び「呼吸器感染症予防週間」において、県民の結核や呼吸器感染症に対する意識の更なる向上を図ることとしております。

つきましては、貴会会員に対し、県民に対する周知への御協力並びに、感染症法に基づく結核の定期健康診断等による医療従事者への健康管理の実施について、周知いただきますようお願いいたします。

なお、結核・呼吸器感染症予防週間ポスター及び結核と呼吸器感染症 2025（パンフレット）について、下記のとおり送付いたしますので御活用ください。

記

1 送付内容

- ① 結核・呼吸器感染症予防週間ポスター 100部
- ② 結核と呼吸器感染症 2025（パンフレット） 100部

<参考>データの掲載 URL

結核予防会ホームページ <https://www.jatahq.org/headquarters/poster/>

2 結核の定期健康診断について

感染症法第 53 条の 2 及び第 53 条の 7 に基づき、結核定期健康診断の実施及び報告が義務付けられています。

結核の定期健康診断実施者	対象
病院、診療所、助産所、介護老人保健施設の長	従事者（毎年度実施）

*健康診断実施者は、結核の定期健康診断実施後は管轄する保健所（保健福祉（環境）事務所）へ報告してください。

保健医療介護部がん感染症疾病対策課
感染症対策係 高川
TEL:092-643-3597 FAX:092-643-3331

第九章 結核

(定期の健康診断)

第五十三条の二 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者（以下この章及び第十二章において「事業者」という。）、学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が一年未満のものを除く。以下同じ。）の長又は矯正施設その他の施設で政令で定めるもの（以下この章及び第十二章において「施設」という。）の長は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）であつて政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。

2 保健所長は、事業者（国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区を除く。）又は学校若しくは施設（国、都道府県、保健所を設置する市又は特別区の設置する学校又は施設を除く。）の長に対し、前項の規定による定期の健康診断の期日又は期間の指定に関して指示することができる。

3 市町村長は、その管轄する区域内に居住する者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）のうち、第一項の健康診断の対象者以外の者であつて政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、保健所長（特別区及び保健所を設置する市にあつては、都道府県知事）の指示を受け期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。

4 第一項の健康診断の対象者に対して労働安全衛生法、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）その他の法律又はこれらに基づく命令若しくは規則の規定によって健康診断が行われた場合において、その健康診断が第五十三条の九の技術的基準に適合するものであるときは、当該対象者に対してそれぞれ事業者又は学校若しくは施設の長が、同項の規定による定期の健康診断を行ったものとみなす。

5 第一項及び第三項の規定による健康診断の回数は、政令で定める。

(受診義務)

第五十三条の三 前条第一項又は第三項の健康診断の対象者は、それぞれ指定された期日又は期間内に、事業者、学校若しくは施設の長又は市町村長の行う健康診断を受けなければならない。

2 前項の規定により健康診断を受けるべき者が十六歳未満の者又は成年被後見人であるときは、その保護者において、その者に健康診断を受けさせるために必要な措置を講じなければならない。

(通報又は報告)

第五十三条の七 健康診断実施者は、定期の健康診断を行ったときは、その健康診断（第五十三条の四又は第五十三条の五の規定による診断書その他の文書の提出を受けた健康診断を含む。）につき、受診者の数その他厚生労働省令で定める事項を当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長（その場所が保健所を設置する市又は特別区の区域内であるときは、保健所長及び市長又は区長）を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。

2 前項の規定は、他の法律又はこれに基づく命令若しくは規則の規定による健康診断実施者が、第五十三条の二第四項の規定により同条第一項の規定による健康診断とみなされる健康診断を行った場合について準用する。



結核のない世界をつくろう、 結核予防会の国際協力

結核予防会では、複十字シール募金の寄附金といった様々な資金を活用して、結核や胸の病気に対する正しい知識の啓発と予防意識を高めています。特に結核患者が多い発展途上国には結核対策を進める支援をしており、全世界の結核をなくすために活動しています。



ネパールでの活動

そのほかにも、

23か国に対して技術協力プロジェクトを実施

国際研修で102か国 2,507人を受け入れ

国際的な活動の最新情報は
こちらから
ご覧になれます

【お問い合わせ先】

公益財団法人結核予防会 普及広報課

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-3-12
TEL 03-3292-9288 MAIL:fukyku_hq@jata.or.jp



Xの公式アカウント



このパンフレットは複十字シール募金で作成されています。

呼吸器感染症



シールぼうや
複十字シール運動
イメージキャラクター

結核と

2025

結核・呼吸器感染症予防週間

9/24 ~ 9/30



シールちゃん



私たちは持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



9/24 ~ 9/30は

結核・呼吸器感染症 予防週間

毎年9月24日から30日は、結核・呼吸器感染症予防週間。結核と呼吸器感染症の正しい知識を広めるための1週間です。

結核は呼吸器感染症のひとつで、昔のものと思われがちです。しかし、今も世界で毎年100万人以上が命を落としており、慢性的なパンデミックがつづいています。

いままでに世界でパンデミックをおこした病気——スペインかぜ、アジアかぜ、香港かぜ、SARS、新型インフルエンザ、MERS、新型コロナウイルス感染症もまた、呼吸器感染症です。

呼吸器感染症は空気を通してひろがるため、世界的大流行を起こしやすく、これからも起こるだろうと考えられています。

次の大流行に備えるために大切なことは、私たち一人ひとりが感染症に関心を持ち続けることです。結核・呼吸器感染症について、考えてみませんか？

さらに詳しい情報は、こちらをご覧ください

結核

結核予防会
ホームページ



呼吸器感染症

厚生労働省
感染症情報

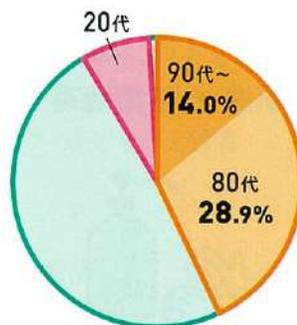


【2023年】結核の状況

結核の特徴

感染しても免疫力が結核菌に勝って、発病をとめることができます。しかし、加齢や病気などで免疫力が落ちると、数年から数十年の後でも、結核菌が活動を再開して発病することがあります。

日本 罹患率(人口10万対) **8.1**
(新登録患者数を人口10万対で表した数字)
新登録患者数 **10,096人**



☑ 高齢者と外国生まれの結核患者の割合

高齢者

外国生まれの結核患者

80歳以上が全体の約**40%**

20歳代の約**80%**

世界

結核を発病した人 **1,080万人**
死亡者数 **125万人**

- 総人口の約25%が結核に感染
- 結核の薬が効きにくい薬剤耐性結核の患者は5人に2人しか治療を受けていない
- 結核とHIVとの重複感染も問題



☑ 20世紀以降のパンデミックはすべて呼吸器感染症



次のパンデミックに備えて
呼吸器感染症への
関心を持ちつづけよう



結核は毎年**100万人以上**の死者

結核

結核ってどんな病気？ 結核にかかるメカニズム

結核は、結核菌という細菌によって、主に肺に炎症が起きる病気です。菌をだしている肺結核患者の咳やくしゃみの「しぶき」によって、菌が空气中に飛び散り、周囲の人が直接吸い込んで肺の奥深くに入り込むことで感染します。

結核菌はしぶとくて、乾燥・熱・低温・化学物質(酸とアルカリ)に強い。だけど、紫外線に弱くて、太陽などに数時間あつると死滅するから、自然のなかでは生きていけないよ。



■ 多くの場合、感染しても免疫力が結核菌に勝って症状がでる(発病する)のを防ぎます。

重症化しない限り、ほかの人にうつすこともほぼありません。

■ 感染していても発病していない状態を潜在性結核感染症といいます。

こんなときは結核かも?

2週間以上続く
咳・微熱・怠さ

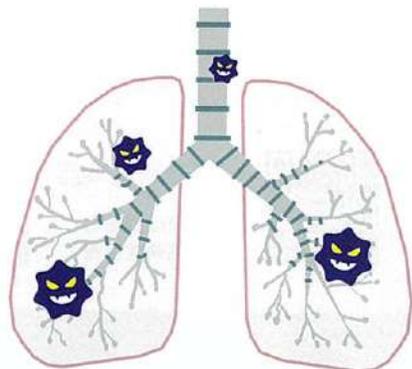
医療機関を受診しましょう



呼吸器感染症

呼吸器感染症の原因 病原体

感染症の原因となる生き物を**病原体**といいます。病原体にはウイルス、細菌、寄生虫などがあります。病原体が肺や気管支といった呼吸器に入って炎症を起こす病気を**呼吸器感染症**とよびます。



「そうなんだ」



いろいろな呼吸器感染症

ウイルス

新型コロナウイルス感染症

世界的パンデミックをおこした

■ 潜伏期間: 2~7日

インフルエンザ

季節性で毎年流行

■ 潜伏期間: 1~3日

RSウイルス感染症

子どもに多い

■ 潜伏期間: 2~8日

細菌

百日咳

子どもに多い

■ 潜伏期間: 通常7~10日

マイコプラズマ肺炎

4年に1回流行

■ 潜伏期間: 2~3週間

潜伏期間は病原体が呼吸器に入ってから症状がでるまでの時間だよ。結核は半年から2年でとっても長いんだ。



結核になりやすい人

- ☑ 糖尿病、じん不全の人
- ☑ 人工透析をしている人
- ☑ 喫煙習慣がある人
- ☑ ステロイドホルモンなど免疫抑制剤を使っている人
- ☑ 子どもと高齢者

結核の治療方法

結核を発病したら、複数の薬を6か月から9か月間、**毎日きちんと飲めば治ります**。
治療費用は届出で**公的負担を受けられます**。結核の心配については、お近くの保健所にご相談ください。

※潜在性結核感染症は、結核の薬を3か月から9か月飲んで発病を予防できます。

まずは
相談しましょう

- 体重減少
- 食欲不振
- 寝汗 にも注意



呼吸器感染症の感染経路

病原体が人の体に入り込む道筋を感染経路といいます。

① 空気感染

咳やくしゃみの「しぶき」の水分が蒸発した飛沫核を吸い込むこと。飛沫核は長い距離まで空気中をたどります。

② 飛沫感染

病原体がのった咳やくしゃみの「しぶき」をすいこむこと。飛沫感染する病原体は、1~2m以内の短い距離しか到達しません。

③ 接触感染

病原体に汚染されたものを触り、病原体を手などにつけたまま口や鼻に触って感染すること。

結核は
空気感染
だよ



結核・呼吸器感染症を 予防するために



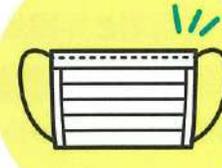
日ごろの心がけが、結核や呼吸器感染症を防ぎ、自分やまわりの人を守ることにつながります。

こまめな換気



咳・くしゃみをするときは、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえましょう

咳エチケット



手洗い・手指消毒



適度な運動、十分な睡眠
バランスの良い食事

ワクチン接種



健康な生活で免疫力を強化



結核を早く見つけるために、健診を定期的に受けましょう

咳や痰といった目に見える症状が出てこないケースも多く、治療を始めるのが遅れてしまうことがあります。具合が悪いと思っていなくても、定期的に健診を受けましょう。



結核予防にはBCG接種があるよ。
生後5か月から8か月の間に接種しよう。



もういいかい？

まだだよ

忘れず緩めず、終息へ

結核

には
まだまだ対策が必要です

もう、結核は昔の病気でしょう？



いいえ、今でも結核は
慢性的なパンデミックだよ

1年間の
世界の
死亡者数

結核
100万人以上

コロナ
220万人
(2020年～2022年の年平均)



換気



マスク

かからない・ひろげない

呼吸器感染症

毎日・毎年の予防を続けよう

もう、たまにはやらなくてもいいんじゃない？



いいえ、まだまだ
継続こそが予防だよ



手洗い



ワクチン



9.24～9.30

結核・呼吸器感染症予防週間



私たちは持続可能な



目標 (SDGs) を支援しています。



このポスターについてのお問い合わせはこちらまでお願いいたします。

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町 1-3-12 公益財団法人結核予防会普及広報課
TEL: 03-3292-9288 E-MAIL: fukyu_hq@jata.or.jp



このポスターは複十字シール発色でつくられています。 2025年